

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)に基づく
健全化判断比率等の公表について

玖珠町の令和元年度決算における健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

○ 健全化判断比率

(単位:%)

公表数値 (下段は算定数値)	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
		— (△10.67)	— (△17.94)	2.8
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

公表については、赤字額がない場合等は「—」で記載することとなっています。

健全化判断比率のうちいずれかの数値が早期健全化基準以上の場合は「財政健全化計画」を策定することとなります。

《 4つの健全化判断比率の説明 》

実質赤字比率 ……一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(※)に対する比率。

連結実質赤字比率 ……国民健康保険事業特別会計などのすべての会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

実質公債費比率 ……一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

将来負担比率 ……一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

※ 標準財政規模…地方公共団体の標準的な状態で通常の入見込まれる一般財源の規模を示すもの。
健全化判断比率の算定においては、49億5,208万1千円となっています。
(臨時財政対策債発行可能額 1億8,801万7千円を含んでいます。)

○ 資金不足比率

公表数値	会計名	資金不足比率
	水道事業会計	—
	簡易水道特別会計	—
経営健全化基準		20.00

《 資金不足比率等の説明 》

資金不足比率 ……公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率。

水道事業の規模……営業収益の額－受託工事収益の額。

簡易水道の事業規模……営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額。